



令和5年10月26日

東久留米市長
富田 竜馬 殿

東久留米市男女平等推進市民会議
会 長 名取 はにわ

東久留米市第4次男女平等推進プランの評価方法について（答申）

令和5年5月18日付5東久市生第96号により諮問のありました標記の件について、
本会議で審議した結果、別紙の結論に達しましたので答申します。

東久留米市第4次男女平等推進プランの
評価方法について
(答申)

2023(令和5)年10月

東久留米市男女平等推進市民会議

【目 次】

I	答申	1
II	体系表	7
III	様式	13
IV	参考資料	17
	① 諮問文	19
	② 東久留米市男女平等推進市民会議条例	20
	③ 東久留米市男女平等推進市民会議委員名簿	22
	④ 東久留米市男女平等推進市民会議検討経過	23

I 答申

1 はじめに

国際社会でジェンダー主流化が重視される中、社会情勢や、国の動向等を踏まえ、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、さらなる男女共同参画社会の実現を目指すため、市は、令和5年度から5年間を計画期間とする「東久留米市第4次男女平等推進プラン」（以下「第4次プラン」という。）を策定しました。

令和5年5月18日に男女平等推進市民会議（以下、「市民会議」という。）は、第4次プランの実効性を確保するための評価方法について市長より諮問を受け、これまで検討を行ってまいりました。

施策への取組を確実に推進させるためには、担当課は毎年度進捗状況について振り返り、市民会議からの評価・提言を次年度の事業に反映させることが重要です。

本答申は、第4次プランの評価方法について市民会議で検討し、まとめたものです。

2 評価の目的

男女共同参画を推進し、すべての人が、あらゆる場面で平等に参画できれば、様々な立場からの視点で物事を判断できるようになり、その人らしく生きやすい社会の実現につながります。そのためには、男女共同参画が特定の人の問題や課題ではなく、誰もが当事者であるということを広く市民と共有するとともに、第4次プランに掲げた基本理念「互いの人権を尊重し、個性と能力をいかし、ともに参画するまち 東久留米」の実現に向けて、市、市民、事業者が連携し、協力して取り組む必要があります。

そのためには、市のあらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させることが重要です。評価をとおして、市、市民、事業者に第4次プランを周知し、その理念を浸透させていくことを評価の目的とします。

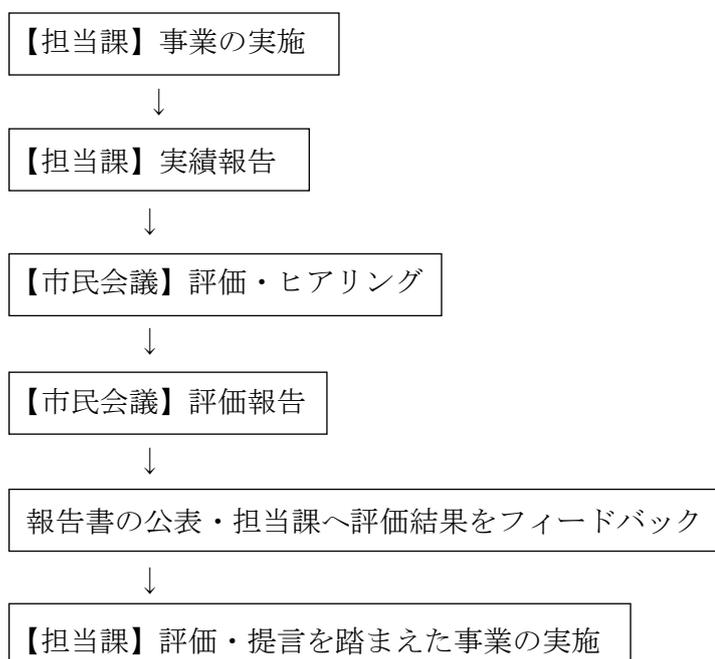
3 評価者

市では、東久留米市男女平等推進プラン（以下、プランという。）が目指す男女共同参画社会の実現に向けて、その課題の解決を図るため、市長の附属機関として市民会議を設置しています。市民会議は、市長の諮問を受けてプランの進捗状況について評価しますが、学識経験者や市民など外部の視点を取り入れることで、客観性の高い評価を行うことにつながります。

4 評価の頻度と公表

第4次プランの進捗状況を確認するため、評価は毎年度実施します。結果については、市ホームページなどで市民や事業所等に広く公表します。また、特に良い取組については、担当課に対し市民会議が表彰を行います。

5 評価の流れ



6 報告書・評価書様式

報告書には、担当課が「取組状況・評価理由」、「今後の課題及び次年度の方向性・目標」、「数値の指標」を記載します。また、年度ごとの評価や市民会議が評価をする際の目安となる「報告・評価の視点」も新たに加えました。担当課からの報告と市民会議による「評価・提言」を1枚にまとめることで、より見やすい構成とします。

7 評価単位・評価の方法

(1) 実績報告（担当課）

第4次プランの事業ごとに、報告をします。

目標・施策の方向・施策・事業名・事業内容を記載することで、体系表と照合しながら事業がどのように男女共同参画社会の形成に関係しているのかを把握することができます。また、報告書を作成することで、改めて男女共同参画の視点や認識を深め、事業を具体的に振り返り自己評価することができます。さらには、事業を実施する上での課題や、改善点を含む次年度への目標を設定することで、担当者の意識啓発にもなり、事業をより推進することにもつながります。数値の指標や男女比率については、計画期間中毎年数値を列記することで、進捗状況を確認するひとつの目安とします。

(2) 評価・提言（市民会議）

担当課からの報告に基づき、評価・提言をします。また、担当課が複数ある施策については、施策全体に対しても評価・提言を行います。

評価にあたっては、各担当課の事業の取組状況を把握したうえで、男女共同参画施策が着実に推進されているか、課題や次年度以降の方向性・目標について問題意識を持っているか等を踏まえて行います。また、項目評価と総合評価を行い、施策の方向性を可視化することで、より広域的な取組へとつなげることができます。

(3) 意見交換（市民会議⇔担当課）

評価は、原則として担当課からの報告に基づき行いますが、必要に応じて市民会議が担当課に対してヒアリングや意見交換を実施するなどし、より実態に即した評価を行います。

8 評価方法等の見直しについて

5年間の計画期間においては、法改正や各担当課の事業変更などが想定されます。毎年度の評価が第4次プラン推進に向けて、効果的に機能するよう、評価方法や様式、評価対象事業等については必要に応じて見直しを行います。

II 体系表

東久留米市第4次男女平等推進プラン体系表

目標	施策の方向	施策	事業
I ワーク・ライフ・バランスと女性の活躍推進	1 ワーク・ライフ・バランスの推進	1	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発、情報提供
		2	多様で柔軟な働き方の促進
		3	市内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの促進
2 市内事業所及び市役所における女性活躍推進	1	1	女性活躍推進に向けた意識啓発、情報提供
		2	働きやすい職場環境の整備、支援
		3	市役所における女性管理職の登用促進
3 両立支援のための子育て・介護の環境整備	1	1	子育て世代への支援
		2	子育て相談事業のネットワーク化の推進
		3	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援
		4	保育・教育基盤の確保
		5	多様な保育・教育の提供
		6	多様な保育・教育の提供
		7	多様な保育・教育の提供
		8	学童保育及び児童館の充実
		9	家族介護者への支援
		10	介護サービスの整備
		11	女性の就労、キャリア形成に関する情報提供、普及・啓発
		12	女性の就労、キャリア形成に関する情報提供、普及・啓発
		13	女性の再就職に関する情報提供、普及・啓発
		14	女性の再就職に関する情報提供、普及・啓発
		15	女性の起業と事業継続に関する情報提供、普及・啓発、支援
4 女性の就労・起業等とキャリア形成への支援	2	1	女性の起業と事業継続への支援
		2	女性の起業と事業継続に関する情報提供、普及・啓発、支援

目標	施策の方向	施策	事業	
Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進	1 男女共同参画意識の向上	1 地域・家庭における男女共同参画の推進	19 ジェンダー平等を推進するための意識啓発	生活文化課
			20 男女共同参画に関する情報提供	生活文化課
			21 広報紙の充実	秘書広報課
			22 男女共同参画に関する資料の収集・提供	図書館
			23 男女共同参画に関する学習機会、情報の提供	生涯学習課
			24 教育及び保育等に携わる者への男女平等に関する啓発、研修の充実	指導室
			24 教育及び保育等に携わる者への男女平等に関する啓発、研修の充実	児童青少年課
			24 教育及び保育等に携わる者への男女平等に関する啓発、研修の充実	子育て支援課
			25 保育実施上の配慮	子育て支援課
			26 キャリア教育の充実	指導室
	2 地域のリーダーとなる女性の育成	1 地域における女性リーダーの育成	27 地域におけるリーダーとなる女性の育成	生活文化課
			28 自治会における男女共同参画に関する啓発及び情報提供	生活文化課
			29 防災分野における男女共同参画の推進	生活文化課
			30 防災活動への男女共同参画の推進	防災防犯課
			31 防災分野の意思決定への女性の参画拡大	防災防犯課
			32 男性の家事・育児・介護・地域活動への参加促進	生活文化課
			32 男性の家事・育児・介護・地域活動への参加促進	子育て支援課
			32 男性の家事・育児・介護・地域活動への参加促進	生涯学習課
	3 男性の家庭生活や地域活動への参画促進	2 固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発	33 固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発	生活文化課

目標	施策の方向	施策	事業	
Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現	1 配偶者等からの暴力防止と被害者の自立に向けた支援	1 暴力の未然防止と早期発見のための取組強化	34 暴力未然防止のための意識啓発	生活文化課
			35 若年層に向けた暴力防止の啓発	生活文化課
			36 学校での道徳教育及び人権教育の充実	指導室
			37 早期発見のための理解促進	生活文化課
			38 関係機関との連携強化	関係各課
			39 相談窓口の周知	関係各課
2 女性や子どもに対するあらゆる暴力の防止と根絶	2 相談窓口の周知と相談体制の充実	3 被害者の安全確保と自立支援	40 相談体制の整備	関係各課
			41 庁内の相談・支援体制の整備と資質向上	関係各課
			42 情報管理の徹底	関係各課
			43 被害者や子どもの安全確保	関係各課
			44 自立のための支援体制の整備	関係各課
			45 暴力の未然防止のための啓発や情報提供	生活文化課
3 困難を抱える女性等が安心して暮らせるための支援	1 性暴力等あらゆる暴力の防止と根絶	2 ハラスメントの防止と根絶	46 若年層に向けた性暴力・性犯罪防止の啓発	生活文化課
			47 学校での道徳教育及び人権教育の充実	指導室
			48 メディア・リテラシーの向上	生活文化課
			48 メディア・リテラシーの向上	指導室
			49 市内事業所へのハラスメント防止に向けた意識啓発や情報提供	産業政策課
			50 複合的に困難を抱える人への支援	関係各課
4 生涯にわたる健康支援	2 互いの個性や多様な生き方を認め合う人権尊重の意識啓発	1 生活上の様々な困難を抱える女性等への支援	51 女性の人権を守る各種相談事業の実施	生活文化課
			52 生きづらさを抱える女性への支援	生活文化課
			53 生理の貧困対策	生活文化課
			54 ひとり親家庭等への支援	児童青少年課
			55 生活困窮者への自立相談支援事業の実施	福祉総務課
			56 自立した生活を送るための就労自立支援	福祉総務課
1 生涯にわたる健康支援	1 生涯にわたる健康支援	2 互いの個性や多様な生き方を認め合う人権尊重の意識啓発	57 障害者への就労自立支援	障害福祉課
			58 外国人への支援	生活文化課
			59 多様な性自認・性的指向に対する理解促進	生活文化課
			60 各種健康診査及び健康相談事業の充実	健康課
			61 ころの健康支援	健康課
			62 生涯を通じた健康の保持増進等のための啓発及び情報提供	生活文化課
2 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進	2 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進	2 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進	63 妊娠中及び出産後の健康管理の啓発及び相談事業の充実	健康課
			64 出産・育児に関する情報提供と男性の理解の促進	健康課
			65 発達段階に応じた適切な性教育の実施	指導室
			66 感染症や性感染症の予防、禁煙、薬物乱用の防止に関する教育の実施	指導室

目標		施策の方向		施策		事業	
IV 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化	1 男女平等推進センターの機能強化と 情報発信の充実	1	男女平等推進センターの機能強化	67	男女平等推進センター機能の充実	生活文化課	
				68	学習機会の提供の充実	生活文化課	
		2	情報発信の充実	69	啓発資料等の発行及び広報紙の活用	生活文化課	
				70	ジェンダー統計(男女別統計)の活用	生活文化課	
				71	関係法令や各種制度等の周知	生活文化課	
				72	男女共同参画に関する情報収集及び提供の充実	生活文化課	
	2 庁内推進体制の強化と関係機関等との 連携強化	1	男女共同参画の視点を持った組織づくり	73	審議会委員等委員の男女比率の均等化	生活文化課	
				73	審議会委員等委員の男女比率の均等化	生活文化課	
				74	ジェンダー予算に関する調査研究	財政課	
				75	男女共同参画への理解促進に向けた職員研修の充実	職員課	
				76	国、東京都、その他の関係機関との連携強化	生活文化課	
				77	各種関係団体、人とのネットワークづくりの促進	生活文化課	
3 推進体制の整備・強化	2	国、東京都、その他の関係機関との連携強化	78	男女共同参画推進協議会の充実	生活文化課		
			79	男女共同参画推進のための総合調整機能の強化	企画調整課		
			80	男女平等推進市民会議の充実	生活文化課		
			81	プランの実効性の向上	生活文化課		
			82	男女共同参画を推進するための研究	生活文化課		

Ⅲ 様式

事業番号		担当課	
目標 1			
施策の方向 2			
施策 ③			
事業名			
事業内容			

評価年度	R5			R6			R7			R8			R9		
項目	総合	取組	目標												
評価															

報告・評価 の視点	項目	該当あり	該当なし
	男女共同参画の視点を持って事業に取り組めたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	新たな事業を展開したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	前年度の「評価・提言」を受け、改善した点はあるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

〇〇課	取組状況・評価理由						評価	
	今後の課題及び次年度の方向性・目標							
	数値の指標			R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
			目標値					
			実績値					
			目標値					
			実績値					
			目標値					
			実績値					

講評・提言		総合評価
		取組状況
		課題・目標

施策③(担当課:〇〇課、〇〇課)についての講評・提言	

IV 參考資料



5東久市生第96号
令和5年5月18日

東久留米市男女平等推進市民会議
会長 名取 はにわ 様

東久留米市長 富田 竜馬

東久留米市男女平等推進プランについて(諮問)

東久留米市では、男女共同参画社会を実現するために、東久留米市男女平等推進プランを策定し、取組を進めております。

令和5年3月には、「東久留米市第3次男女平等推進プラン」(以下、「第3次プラン」という。)の計画期間終了を迎え、また、令和5年4月を始期とする「東久留米市第4次男女平等推進プラン」(以下、「第4次プラン」という。)を策定いたしました。

つきましては、第3次プランの進捗管理を行うとともに、第4次プランの実効性を確保するための評価方法を検討するため、東久留米市男女平等推進市民会議条例第2条に基づき、下記事項について諮問いたします。

記

諮問事項

- 1 東久留米市第3次男女平等推進プランの進捗状況評価について(令和4年度事業)
- 2 東久留米市第4次男女平等推進プランの評価方法について

答申期限

令和5年10月31日

東久留米市男女平等推進市民会議条例

平成8年12月25日 条例第23号

改正 平成13年3月30日 条例第16号

改正 平成14年12月27日 条例第28号

(設置)

第1条 東久留米市男女平等推進プランが目指す男女共同参画社会の実現に向けて、その課題の解決を図るため、市長の附属機関として、東久留米市男女平等推進市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議し、報告する。

(1) 東久留米市男女平等推進プランの推進にかかわる事項

(2) 前号のほか、男女共同参画社会の実現のために解決が必要な課題に関する事項

(組織)

第3条 市民会議は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員10人以内で組織する。

(1) 学識経験を有する者 2人以内

(2) 東京都等関係行政機関が推薦する者 2人以内

(3) 市民公募による者 4人以内

(4) 市職員で市長が推薦する者 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、会長が招集する。

2 市民会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 市民会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 市民会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を徴することができる。

(部会)

第7条 市民会議は、特定事項又は専門的事項について調査及び検討を行うために必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 前2条の規定は、部会の運営について準用する。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、市民部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成13年3月30日条例第16号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成14年12月27日条例第28号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

東久留米市男女平等推進市民会議委員名簿（第12期）

	区分	役職等	氏名
◎	学識経験者	・学校法人 日本社会事業大学理事長 ・元内閣府男女共同参画局長	名取 はにわ
	学識経験者	・一般社団法人 ひきこもりUX会議 代表理事	林 恭子
	東京都等関係行政機関の推薦	・人権擁護委員	鶴岡 増夫 R4.6.23 から
	東京都等関係行政機関の推薦	・北多摩北地区保護司会 東久留米分区	若林 弘子
	公募市民		岩崎 明子 R4.12.22 まで
	公募市民		田島 学
○	公募市民		本田 純
	公募市民		山本 桂子
	市職員	・東久留米市子ども家庭部長	刃刀 隆
	市職員	・東久留米市教育部長	小堀 高広

*◎は会長 ○は副会長

*区分は東久留米市男女平等推進市民会議条例第3条による

*任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

東久留米市男女平等推進市民会議検討経過

回数	開催日	会議内容
第1回男女平等推進市民会議	令和5年5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次男女平等推進プランの進捗状況評価について(令和4年度事業) ・第4次男女平等推進プランの評価方法について
第1回ワーキンググループ会議(1G)	令和5年6月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次男女平等推進プランの進捗状況評価について(令和4年度事業)
第2回ワーキンググループ会議(3G)	令和5年7月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次男女平等推進プランの進捗状況評価について(令和4年度事業)
第3回ワーキンググループ会議(2G)	令和5年7月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次男女平等推進プランの進捗状況評価について(令和4年度事業)
第2回男女平等推進市民会議	令和5年8月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次男女平等推進プランの進捗状況評価について(令和4年度事業) ・第4次男女平等推進プランの評価方法について
第3回男女平等推進市民会議	令和5年10月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次男女平等推進プランの進捗状況評価について(令和4年度事業) ・第4次男女平等推進プランの評価方法について
第4回男女平等推進市民会議	令和5年10月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次男女平等推進プランの進捗状況評価について(令和4年度事業) ・第4次男女平等推進プランの評価方法について